

委員会提出議案第6号

18歳年度末までの医療費助成制度創設を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月22日

岩倉市議会議長 伊藤隆信様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 大野慎治

18歳年度末までの医療費助成制度創設を求める意見書

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内ではすべての市町村が入院・通院とも「中学校卒業まで」となっており、13市町が入院・通院とも、23市町村が入院のみ「18歳年度末まで」で実施している（所得制限・一部負担ありを含む）。令和4年1月からは、名古屋市も入院・通院とも「18歳年度末まで」に拡大する予定である。

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で46%、通院で42%と、全国的にも増加している（令和2年4月1日現在）。

このような状況を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

記

- 1 子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費助成制度の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣